高度処理型浄化槽設置費助成のご案内

生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、町の下水道事業計画区域以外の地域、または、下水道の整備が当分の間見込まれない下水道事業計画区域内の地域に環境配慮型浄化槽を設置する場合、および単独処理浄化槽から転換する場合における単独浄化槽の撤去、配管工事について予算の範囲内において費用の一部を助成します。

【必要書類】

- ●補助金交付申請書
- ●案内図　●平面図　●排水経路図
- ●工事見積書の写し
- ●建築確認済証の写しまたは浄化槽設置届出書の写し
- ●登録浄化槽管理票（C 票）
- ●登録証の写し
- ●保証登録証
- ●浄化槽設備士免状の写し
- ●浄化槽工事業者届出書の写し
- ●放流同意書（放流を伴う場合）の写し
- ●浄化槽法第７条検査に係る検査手数料払込通知書の写し

【区分による限度額】

高度処理型浄化槽区分			限度額
窒素またはりん除去型	転換の場合	5人槽	645,000円
		7人槽	772,000円
		10人槽	959,000円
	新築の場合	5人槽	444,000円
		7人槽	486,000円
		10人槽	576,000円
既設単独処理浄化槽撤去費用※転換に限る			90,000円
宅内配管工事費用※転換に限る			300,000円

【申請期間】

随時、申請を受け付けます。（土・日曜日、祝日を除く）
ただし、受け付けは予算の範囲内の先着順になります。

【その他】

浄化槽の工事期間は、補助金交付決定後から令和３年２月末までです。

詳細は、町公式ホームページをご覧いただくか、役場環境対策課までお問い合わせください。

問い合わせ先・申し込み先
役場環境対策課　環境衛生係
☎６８－２２１１（内線２４４）

▲詳しくはコチラ

重度心身障害者介護慰労金制度のお知らせ

日常生活において介護を必要とする障がい者（児）の方を在宅で介護されているご家族のうち、主に介護にあたる方に対し慰労金を支給します。

重度心身障害者とは
令和２年４月１日現在利根町に住民登録がある方で
①身体障害者手帳１級または２級
②療育手帳ⒶまたはA
③精神障害者保健福祉手帳１級
④小児慢性特定疾患医療受給者または一般特定疾患医療受給者
（介護保険法に定める被保険者に該当しない方）
①～④のいずれかに該当し、常時寝たきりの状態、または、食事・排泄および寝起きなど日常生活の大半に介助が必要な方をいいます。

支給対象者
在宅で重度心身障害者を介護している家族のうち、主として介護に当たる方で令和２年４月１日現在利根町に住民登録がある方
※ただし、前年度中に重度心身障がい者の方が障害者総合支援法による福祉サービスを利用している場合や、90日を超えて病院に入院している場合には、対象となりません。

慰労金支給額および申請の手続き
支給額　１世帯あたり　年額４万円
申請方法　役場福祉課に申請書がございますので、ご記入のうえ提出してください。
申請期限　９月10日（木）
問い合わせ先　役場福祉課　社会福祉係
☎６８－２２１１（内線１２６）

障がい者まちかど相談室

利根町が委嘱した障害者相談員の方に無料でなんでも気軽に相談やお話ができます。

相談員は、当事者またはその家族でもあるため、同じ悩みや不安を経験しているかもしれません。

不安や悩み事などを町の相談員さんに気軽にお話ししてみませんか？

個人情報は厳守いたします。

対象者：障がいを抱えている方、その家族など
日　時：８月19日（水）　午前９時～正午
※原則１人30分の予約制
※状況によっては30分以上可の場合あり
場　所：役場　１－Ｂ会議室

問い合わせ先　役場福祉課　社会福祉係　☎６８－２２１１（内線１２８）

消費生活相談だより
～ジャンプ式折りたたみ傘の事故にご注意！～

近年、ジャンプ式（自動開閉式）折りたたみ傘による事故の相談が増えています。

ジャンプ式折りたたみ傘は、折りたたんだ状態で手元の開閉ボタンを押すと傘本体が開くと同時に中棒が勢いよく伸び、再度開閉ボタンを押すと傘本体が閉じる仕組みです。

手元を収納する時は傘本体と手元を持ち、押し縮めて収納しますが、傘の内部には強力なバネが内蔵されているため、途中で思わず手を放してしまったりすると、飛び出した傘の手元が顔や身体に当たり、大きなけがをする恐れがあります。

事故の多くは、誤った傘の畳み方が原因とのことですが、手元の収納には力が必要となりますので、高齢者や女性など力の弱い方は、取扱説明書をよく確認し、取扱いには充分注意しましょう。

最近では飛び出し防止機能が備わったジャンプ式折りたたみ傘も販売されていますので、これから購入する方は、そのような安全性の高い傘を選ぶようにしましょう。

おかしいと思われたらご相談ください。

相談窓口・問い合わせ先
①役場経済課　消費生活相談窓口　毎週火曜日　午前10時～午後５時（正午～午後１時の時間を除く）
☎６８―２２１１（内線４４２）
お電話や匿名でも消費生活相談員がご相談をお受けしています。
②火曜日以外の平日と日曜日は、茨城県消費生活センターへ　午前９時～午後５時（日曜日は電話のみ）
☎０２９―２２５―６４４５
③土曜日は、１８８（いやや！）の消費者ホットラインで国民生活センターへ。
なお、近隣市町村へのご相談はご遠慮ください。

商工会だより
持続化給付金の「申請サポートキャラバン隊」派遣のお知らせ

申請サポートキャラバン隊は、「電子申請の方法がわからない方」「できない方」に限定して補助員が電子申請の入力サポートを行います。

持続化給付金とは

コロナウイルス感染症拡大により、営業自粛などで特に影響を受ける事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を給付します。

●給付額
法人は200万円まで、個人事業者は100万円までを給付します。
※ただし、昨年１年間の売上からの減少分が上限です。
※一度給付を受けた方は再度給付申請をすることができません。

●給付対象
資本金10億円以上の大企業を除く、中堅・中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者を対象とします。また、医療法人、農業法人、NPO法人など、会社以外の法人についても幅広く対象となります。

●ご利用にあたって
申請時に必要な書類をご用意の上、必ずご持参ください。必要な書類は「中小法人等」と「個人事業者等」で異なります。詳しくは持続化給付金ホームページまたは持続化給付金事業コールセンターでご確認ください。
☎０１２０－１１５－５７０
☎０３－６８３１－０６１３【ＩＰ専用】

●開催期間など
龍ケ崎にて８月11日（火）～20日（木）の期間で開催予定です。
申請サポートキャラバン会場のご利用には事前予約が必要です。

問い合わせ先　利根町商工会　☎６８－７４１７